

令和 7 年度税制改正速報

相続税・贈与税の改正

令和 6 年 12 月 20 日に自由民主党と公明党による「令和 7 年度税制改正大綱」が発表されました。
そこで、相続税・贈与税の改正の概要について解説します。

今後、改正法案が国会に上程され、改正の内容が明らかになると税制改正大綱からでは分からなかった部分が明確になり、このレジメの解説と異なる内容であることも考えられますので、その点ご注意ください。

また、文中意見にわたる部分は私見ですので、念のため申し添えます。

令和 6 年 12 月 25 日
税理士法人 ファミリィ
代表社員・税理士 山本和義

1. 物納制度における物納許可限度額の計算の見直し

現行制度	改正内容												
<p>1. 制度の概要</p> <p>租税は、金銭での納付が原則ですが、相続税については、遺産取得課税という性格上、金銭納付の例外として、一定の相続財産による物納が認められています。物納の許可を受けるためには、次に掲げるすべての要件を満たしていなければなりません。</p> <p>＜物納の要件＞</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 延納によっても金銭で納付することが困難な金額の範囲内であること ② 物納申請財産が定められた種類の財産で申請順位によっていること ③ 物納申請書及び物納手続関係書類を期限までに提出すること ④ 物納申請財産が物納適格財産であること <p>2. 物納許可限度額</p> <p>物納は、延納によっても金銭で納付することが困難な金額の範囲内で認められます。物納許可限度額は、以下のような計算方法により算出します。</p> <p>(1) 延納によることができる金額（延納許可限度額）の計算方法</p> <p>延納許可限度額は、次のように計算します。</p> <table border="1" data-bbox="241 1050 1319 1343"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="241 1050 1319 1098">① 納付すべき相続税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="241 1098 297 1150">現</td> <td data-bbox="297 1098 1319 1150">② 納期限において有する現金、預貯金その他の換価が容易な財産の価額に相当する金額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 1150 297 1198">金</td> <td data-bbox="297 1150 1319 1198">③ 申請者及び生計を一にする配偶者その他の親族の3か月分の生活費</td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 1198 297 1246">納</td> <td data-bbox="297 1198 1319 1246">④ 申請者の事業の継続のために当面（1か月分）必要な運転資金（経費等）の額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 1246 297 1294">付</td> <td data-bbox="297 1246 1319 1294">⑤ 納期限に金銭で納付することが可能な金額（これを「現金納付額」といいます。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 1294 297 1343">額</td> <td data-bbox="297 1294 1319 1343">(2)－(3)－(4)</td> </tr> </tbody> </table>	① 納付すべき相続税額		現	② 納期限において有する現金、預貯金その他の換価が容易な財産の価額に相当する金額	金	③ 申請者及び生計を一にする配偶者その他の親族の3か月分の生活費	納	④ 申請者の事業の継続のために当面（1か月分）必要な運転資金（経費等）の額	付	⑤ 納期限に金銭で納付することが可能な金額（これを「現金納付額」といいます。）	額	(2)－(3)－(4)	<p>物納許可限度額等について、物納許可限度額の計算の基礎となる延納年数は納期限等における申請者の平均余命の年数を上限とする等の見直しを行うこととしました。</p> <p>なお、税制改正大綱には適用開始時期については明記していません。</p> <p>※ 平均余命については、配偶者居住権の算定の際に用いられる「完全生命表」によるのではないかと推測されます。</p> <p>第23回完全生命表によれば、男65歳で19.97年、72歳で14.63歳、女71歳で19.59年、77歳で14.59歳となっています。</p> <p>● 延納期間の最高は、不動産等の割合が75%以上の場合20年、不動産等の割合が50%以上75%未満の場合は15年、不動産等の割合が50%未満である場合は5年とされています。</p>
① 納付すべき相続税額													
現	② 納期限において有する現金、預貯金その他の換価が容易な財産の価額に相当する金額												
金	③ 申請者及び生計を一にする配偶者その他の親族の3か月分の生活費												
納	④ 申請者の事業の継続のために当面（1か月分）必要な運転資金（経費等）の額												
付	⑤ 納期限に金銭で納付することが可能な金額（これを「現金納付額」といいます。）												
額	(2)－(3)－(4)												

⑥ 延納許可限度額 (①-⑤)

(2) 物納することができる金額 (物納許可限度額) の計算方法

物納許可限度額は、次のように計算します。

① 納付すべき相続税額

② 現金納付額 (上記 (1) の⑤)

延納によ って納付 すること ができる 金額	③ 年間の収入見込額
	④ 申請者及び生計を一にする配偶者その他の親族の年間の生活費
	⑤ 申請者の事業の継続のために必要な運転資金 (経費等) の額
	⑥ 年間の納付資力 (③-④-⑤)
	⑦ おおむね 1 年以内に見込まれる臨時的な収入
	⑧ おおむね 1 年以内に見込まれる臨時的な支出
	⑨ 上記 (1) の③及び④
⑩ 延納によって納付することができる金額 $(⑥ \times \text{最長延納年数} + (⑦ - ⑧ + ⑨))$	

⑪ 物納許可限度額 (①-②-⑩)

2. 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置

現行制度	改正内容
<p>1. 制度の概要</p> <p>平成 27 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に、結婚・子育て資金管理契約を締結する日において 18 歳以上 50 歳未満の方（以下「受贈者」といいます。）が、結婚・子育て資金に充てるため、金融機関等とのその結婚・子育て資金管理契約に基づき、受贈者の直系尊属（父母や祖父母など。以下「贈与者」といいます。）から信託受益権を付与された場合、書面による贈与により取得した金銭を銀行等に預入をした場合または書面による贈与により取得した金銭等で、証券会社等では有価証券を購入した場合には、信託受益権または金銭等の価額のうち 1,000 万円までの金額に相当する部分の価額については、取扱金融機関の営業所等を経由して結婚・子育て資金非課税申告書を提出することにより贈与税が非課税となります（※）（措法 70 の 2 の 3）。</p> <p>（※）信託受益権または金銭等を取得した日の属する年の前年分の所得税に係る合計所得金額が 1,000 万円を超える場合には、この非課税制度の適用を受けることができません（平成 31 年 4 月 1 日以後に取得する信託受託権または金銭等に係る贈与税について適用されます。）。</p> <p>2. 契約期間中に贈与者が死亡した場合</p> <p>契約期間中に贈与者が死亡した場合には、死亡日における非課税拋出額（※1）から結婚・子育て資金支出額（※2）（結婚に際して支払う金銭については、300 万円を限度とします。）を控除した残額（以下「管理残額」（※3））といいます。）を、贈与者から相続等により取得したこととされます（※4）。</p> <p>（※1）「非課税拋出額」とは、結婚・子育て資金非課税申告書または追加結婚・子育て資金非課税</p>	<p>令和 5 年度税制改正大綱で「制度の廃止も含め、改めて検討する」とされていましたが、現在、「こども未来戦略」の集中取組期間（令和 8 年度まで）の最中にあり、こども・子育て政策を総動員する時期にあるため、本措置は、特に集中取組期間であることを勘案し、適用期限を 2 年（令和 9 年 3 月 31 日まで）延長することとしました。</p> <p>※ この特例があまり利用されていない背景には、以下のような事情が考えられます。</p> <p>平成 25 年 12 月 12 日付資産課税課情報第 26 号「扶養義務者（父母や祖父母）から「生活費」又は「教育費」の贈与を受けた場合の贈与税に関する Q & A」で、「Q2—1 婚姻に当たって子が親から金品の贈与を受けた場合、贈与税の課税対象となりますか」において、以下のように回答しています。</p> <p>[A]</p> <p>婚姻に当たって、子が親から婚姻後の生活を営むために、家具、寝具、家電製品等の通常の日常生活を営むのに必要な家具什器等の贈与を受けた場合、</p>

申告書にこの制度の適用を受けるものとして記載された金額の合計額（1,000万円を限度とします。）をいいます。

（※2）「結婚・子育て資金支出額」とは、取扱金融機関の営業所等において、結婚・子育て資金の支払の事実を証する書類（領収書等）により結婚・子育て資金の支払の事実が確認され、かつ、記録された金額の合計額をいいます。

（※3）贈与者の死亡日における管理残額は、取扱金融機関の営業所等でご確認ください。

（※4）令和3年4月1日以後にその贈与者から取得をした信託受益権または金銭等がある場合には、その取得分に対応する管理残額に相当する相続税額について、相続税額の2割加算の規定が適用されます。

3. 受贈者が50歳に達するなどにより結婚・子育て資金口座に係る契約が終了した場合

受贈者が50歳に達することなどにより、結婚・子育て資金口座に係る契約が終了した場合には、非課税拋出額から結婚・子育て資金支出額を控除（管理残額がある場合には、管理残額も控除します。）した残額があるときは、その残額はその契約終了時に贈与があったこととされます。その結果、その年の贈与税の課税価格の合計額が基礎控除額を超えるなどの場合には、贈与税（特例税率による：措法70の2の5）が課され、贈与税の申告期限までに贈与税の申告を行う必要があります。

なお、令和5年4月1日以後に取得する信託受益権等に係る贈与税については一般税率によって課税されます。

又はそれらの購入必要に充てるために金銭の贈与を受け、その全額を家具什器等の購入費用に充てた場合等には、贈与税の課税対象となりません。

（以下、略）

また、「Q1—2 贈与税の課税対象とならない生活費又は教育費に充てるために贈与を受けた財産のうち「通常必要と認められるもの」とは、どのような財産をいいますか。」では以下のように回答しています。

[A]

贈与税の課税対象とならない生活費又は教育費に充てるために贈与を受けた財産のうち「通常必要と認められるもの」とは、贈与を受けた者（被扶養者）の需要と贈与をした者（扶養者）の資力その他一切の事情を勘案して社会通念上適用と認められる範囲の財産をいいます。としています。

以上のことから、結婚に際して通常必要とされる家具什器等や、それらの購入費用の金銭の贈与を受けても贈与税の課税対象とならないとし、かつ、通常必要と認められる生活費等の贈与についても贈与税が課税されません。

● 結婚・子育て資金の非課税制度の状況（出典：国税庁統計資料）

	非課税拠出額		管理契約終了	
	人員	金額（注1）	人員	金額（注2）
令和4年	372人	16億円	249人	6.9億円
令和3年	396人	18億円	217人	5.6億円
令和2年	363人	16億円	240人	5.9億円
令和元年	630人	29億円	209人	4.8億円
平成30年	796人	33億円	171人	3.6億円
平成29年	920人	38億円	135人	2.6億円
平成28年	2,415人	63億円	84人	1.5億円
平成27年	3,374人	89億円	9人	0.2億円

（注1）億円未満の金額については切り捨てて表示しています。

（注2）千万円未満の金額については切り捨てて表示しています。

【制度の概要】



※ 結婚・子育て資金以外に使用した分や使い残し分については、信託等の終了時に贈与税が課税

そのため、結婚・子育て資金の一括非課税贈与の適用を受けなくても通常必要な範囲内の贈与については非課税とされることから、この特例を選択する必要性は低いと考えられるからと思われます。

● 贈与を受けた時期ごとの結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度の一覧表

贈与年月日	平成 27 年 4 月 1 日～	令和 3 年 4 月 11 日～	令和 5 年 4 月 1 日～
贈与者死亡に伴う管理残額	相続財産に加算して相続税が課される		
相続税額の 2 割加算	管理残額に対応する部分は 2 割加算の対象外	配偶者及び一親等の血族以外の者には相続税額の 2 割加算が適用される	
生前贈与加算	管理残額のみ取得の場合、生前贈与加算の適用はない	管理残額のみ取得でも、生前贈与加算の適用がある	
贈与税率	管理残額等に対して贈与税（特例税率による）が課される		管理残額等に対して贈与税（一般税率による）が課される

結婚・子育て資金贈与の対象費用の相続税法の扱い

○ 一括贈与の非課税措置の対象となる費目は、ほとんどの場合、現行の相続税法においても贈与税が非課税。

費用	贈与税非課税措置により非課税となる費目	必要な都度贈与する場合の相続税法上の扱い
不妊治療	人工授精、体外受精、医薬品代等	<p>扶養義務者相互間において「生活費」又は「教育費」に充てるための贈与により取得した財産のうち通常必要と認められるものは非課税（相続税法21条の3①二）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生活費：通常の日常生活を営むのに必要な費用をいい、治療費、養育費その他これらに準ずるもの ○ 教育費：被扶養者の教育上通常必要と認められる学費、教材費、文房具費、通学費、修学旅行参加費等 <p>➡ <u>上記に該当すれば贈与税の課税対象とならない</u></p>
妊娠・出産 産後ケア	検診費用、妊娠に起因する疾患の治療費、医薬品代等 産後ケアに要した費用	
子の医療費 子の育児	医療費、治療費、検診費用、予防接種代、医薬品代等 保育料（ベビーシッター費用含む） 入園の検定料、行事の参加費等	
家賃等	賃料、敷金・礼金、仲介手数料等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活費：通常の日常生活を営むのに必要な費用をいい、治療費、養育費その他これらに準ずるもの（再掲） <p>➡ <u>社会通念上適当と認められる範囲の家賃等を親が負担している場合には、贈与税の課税対象とならない</u></p>
引越し	新居への引越し費用	
婚礼	挙式・結婚披露宴の費用 ※制度創設時の想定は113万円（国会答弁） （祝儀控除後／結婚情報サービス調）	<p>結婚式・披露宴の内容、招待客との関係・人数や地域の慣習等の事情に応じ、本来費用を負担すべき者それぞれが、その費用を分担している場合には、そもそも贈与に当たらず、贈与税の課税対象とならない</p>

（出典：自由民主党 税制調査会資料）

3. 個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度

現行制度	改正内容															
<p>1. 制度の概要</p> <p>経営承継円滑化法の認定を都道府県知事から受ける後継者（※）である相続人または受遺者（「特例事業相続人等」といいます。）が、青色申告（正規の簿記の原則によるものに限り、）に係る事業（不動産貸付業等を除きます。）を行っていた被相続人から、その事業に係る<u>特定事業用資産</u>のすべてを平成31年1月1日から令和10年12月31日までの相続または遺贈（「相続等」といいます。）により取得をした場合には、その青色申告に係る事業の継続等、一定の要件の下、特例事業相続人等が納付すべき相続税のうち、特定事業用資産に係る課税価格に対応する相続税の納税が猶予され（猶予される相続税額を「事業用資産納税猶予税額」といいます。）、特例事業相続人等が死亡した場合等には、その全部または一部が免除されます。</p> <p>ただし、免除されるまでに、特定事業用資産を特例事業相続人等の事業の用に供さなくなった場合など一定の場合には、事業用資産納税猶予税額の全部または一部について納税の猶予が打ち切れ、その税額と利子税を納付しなければなりません。</p> <p>（※）平成31年4月1日から令和8年3月31日までに「個人事業承継計画」を都道府県知事に提出し、確認を受けた者に限ります。</p> <p>2. 特定事業用資産とは</p> <p>「特定事業用資産」とは、先代事業者（被相続人）の事業の用に供されていた次の資産で、相続開始の日の属する年の前年分の事業所得に係る青色申告書の貸借対照</p>	<p>個人の事業用資産に係る贈与税の納税猶予制度における事業従事要件について、贈与の直前において（現行：贈与の日まで引き続き3年以上）特定事業用資産に係る事業に従事していたこととします。</p> <p>この改正は、令和7年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用されます。</p> <p>● 事業用資産納税猶予税額</p> <table border="1" data-bbox="1294 711 1977 962"> <thead> <tr> <th></th> <th>相続人の数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度</td> <td>2人</td> <td>17百万円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>1人</td> <td>2百万円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>0</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>0</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（出典：国税庁統計資料）</p>		相続人の数	金額	令和4年度	2人	17百万円	令和3年度	1人	2百万円	令和2年度	0	—	令和元年度	0	—
	相続人の数	金額														
令和4年度	2人	17百万円														
令和3年度	1人	2百万円														
令和2年度	0	—														
令和元年度	0	—														

表に計上されていたものをいいます。

- ① 宅地等（400㎡まで）
- ② 建物（床面積 800㎡まで）
- ③ 2以外の減価償却資産で次のもの
 - ・固定資産税の課税対象とされているもの
 - ・自動車税・軽自動車税の営業用の標準税率が適用されるもの
 - ・その他一定のもの（一定の貨物運送用および乗用自動車、乳牛・果樹等の生物、特許権等の無形固定資産）

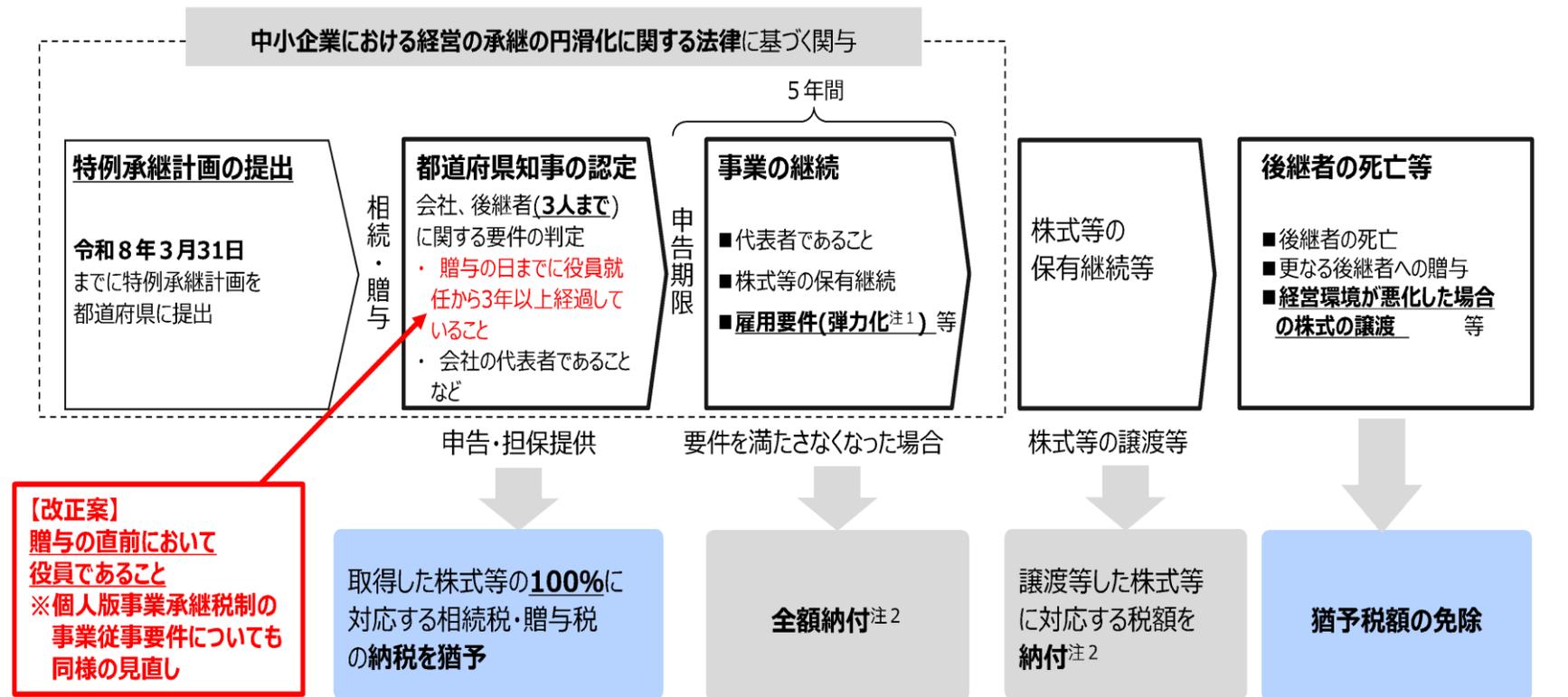
3. 後継者である受贈者の主な要件

- ① 贈与の日において 18 歳以上であること
- ② 円滑化法の認定を受けていること
- ③ 贈与の日まで引き続き3年以上にわたり、特定事業用資産に係る事業（同種・類似の事業等を含みます。）に従事していたこと
- ④ 贈与税の申告期限において、開業届出書を提出し、青色申告の承認を受けていること
- ⑤ 特定事業用資産に係る事業が、資産管理事業及び性風俗関連特殊営業に該当しないこと

4. 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度

現行制度	改正内容																																																				
<p>法人版事業承継税制は、後継者である受贈者・相続人等が、経営承継円滑化法の認定を受けている非上場会社の株式等を贈与又は相続等により取得した場合において、その非上場株式等に係る贈与税・相続税について、一定の要件のもと、その納税を猶予し、後継者の死亡等により、納税が猶予されている贈与税・相続税の納付が免除される制度です。</p> <p>この法人版事業承継税制には、「一般措置」と「特例措置」の2つの制度があり、特例措置については、事前の計画策定等や適用期限が設けられていますが、納税猶予の対象となる非上場株式等の制限（総株式数の最大3分の2まで）の撤廃や、納税猶予割合の引上げ（80%から100%）がされているなどの違いがあります。</p> <p>● 特例措置と一般措置の比較</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th style="background-color: #fff9c4;">特例措置</th> <th style="background-color: #fff9c4;">一般措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事前の計画策定等</td> <td>特例承継計画の提出 平成30年4月1日から令和8年3月31日まで</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>適用期限</td> <td>次の期間の贈与・相続等 平成30年1月1日から令和9年12月31日まで</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>対象株数</td> <td>全株式</td> <td>総株式数の最大3分の2まで</td> </tr> <tr> <td>納税猶予割合</td> <td>100%</td> <td>贈与：100% 相続：80%</td> </tr> <tr> <td>承継パターン</td> <td>複数の株主から最大3人の後継者</td> <td>複数の株主から1人の後継者</td> </tr> </tbody> </table>		特例措置	一般措置	事前の計画策定等	特例承継計画の提出 平成30年4月1日から令和8年3月31日まで	不要	適用期限	次の期間の贈与・相続等 平成30年1月1日から令和9年12月31日まで	なし	対象株数	全株式	総株式数の最大3分の2まで	納税猶予割合	100%	贈与：100% 相続：80%	承継パターン	複数の株主から最大3人の後継者	複数の株主から1人の後継者	<p>非上場株式等に係る贈与税の納税猶予の特例制度における役員就任要件について、贈与の直前において（現行：贈与の日まで引き続き3年以上）特例認定贈与承継会社の役員等であることとします。</p> <p>この改正は、令和7年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用されます。</p> <p>● 納税猶予適用件数等 （単位：人/百万円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">株式等納税猶予</th> <th colspan="2">特例株式等納税猶予</th> </tr> <tr> <th>相続人の数</th> <th>金額</th> <th>相続人の数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年</td> <td>224</td> <td>14,813</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>平成28年</td> <td>194</td> <td>9,865</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>平成29年</td> <td>230</td> <td>15,333</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>平成30年</td> <td>41</td> <td>2,560</td> <td>481</td> <td>29,431</td> </tr> <tr> <td>令和元年</td> <td>43</td> <td>1,026</td> <td>397</td> <td>95,494</td> </tr> </tbody> </table>		株式等納税猶予		特例株式等納税猶予		相続人の数	金額	相続人の数	金額	平成27年	224	14,813	—	—	平成28年	194	9,865	—	—	平成29年	230	15,333	—	—	平成30年	41	2,560	481	29,431	令和元年	43	1,026	397	95,494
	特例措置	一般措置																																																			
事前の計画策定等	特例承継計画の提出 平成30年4月1日から令和8年3月31日まで	不要																																																			
適用期限	次の期間の贈与・相続等 平成30年1月1日から令和9年12月31日まで	なし																																																			
対象株数	全株式	総株式数の最大3分の2まで																																																			
納税猶予割合	100%	贈与：100% 相続：80%																																																			
承継パターン	複数の株主から最大3人の後継者	複数の株主から1人の後継者																																																			
	株式等納税猶予		特例株式等納税猶予																																																		
	相続人の数	金額	相続人の数	金額																																																	
平成27年	224	14,813	—	—																																																	
平成28年	194	9,865	—	—																																																	
平成29年	230	15,333	—	—																																																	
平成30年	41	2,560	481	29,431																																																	
令和元年	43	1,026	397	95,494																																																	

受贈者の要件	贈与の日まで引き続き3年以上を会社の役員であることなど		令和 2年	33	637	426	40,985
雇用確保要件	弾力化	承継後5年間 平均8割の雇用維持が必要	令和 3年	25	1,252	443	87,854
事業の継続が困難な事由が生じた場合の免除	あり	なし	令和 4年	32	1,381	463	56,515
相続時精算課税の適用	60歳以上の者から18歳以上の者への贈与	60歳以上の者から18歳以上の推定相続人(直系卑属)・孫への贈与					



※下線部は、10年間の特例措置で拡充されている部分

(注1) 経営状況の悪化等を理由に、5年間の平均が8割を満たせなかった場合には、認定支援機関の指導助言を受けることが必要となる。

(注2) 猶予税額の納付に併せて利子税を納付。利子税の割合(措置法の特例適用後)は、現在年0.4%。

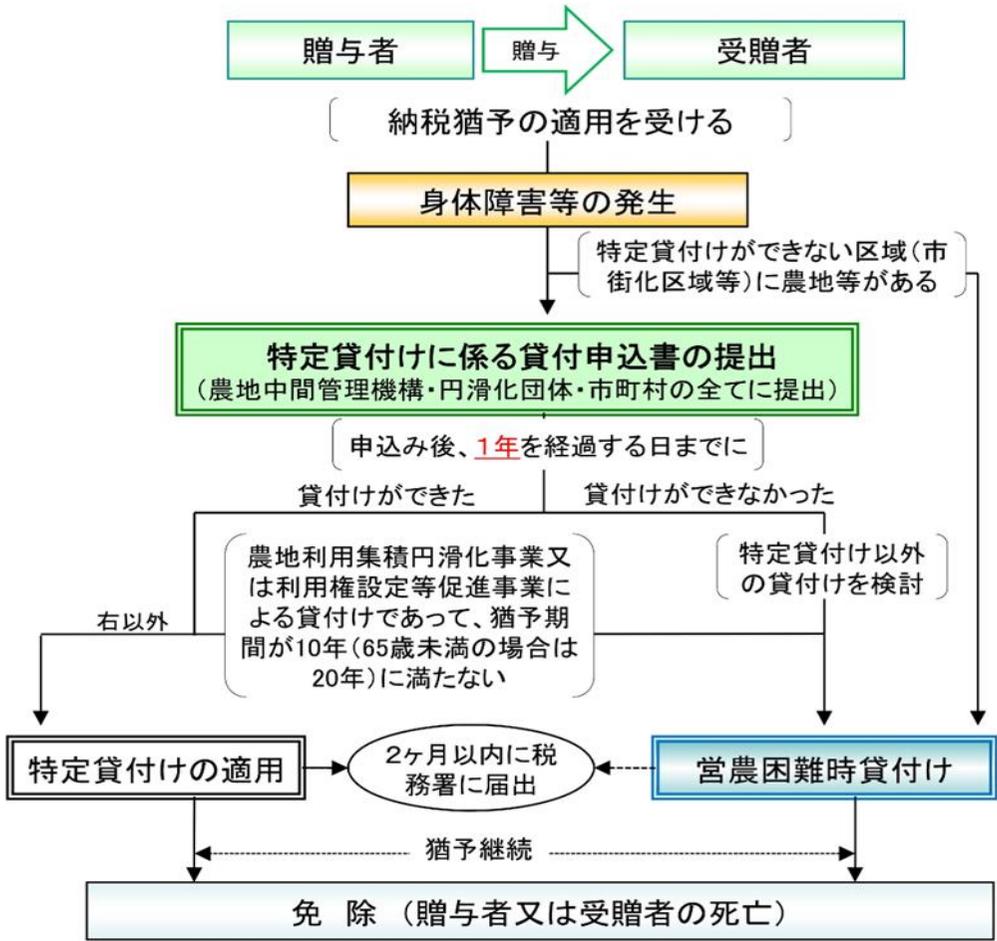
(参考) 本措置を利用した場合、当初の5年間は毎年、5年経過後は3年に1回、継続届出書を税務署へ提出することとされている。

(出典：財務省勉強会資料)

5. 農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度及び山林に係る相続税の納税猶予制度の見直し

現行制度	改正内容
<p>1. 農地等に係る相続税の納税猶予制度は、農業を営んでいた被相続人または特定貸付け等を行っていた被相続人から一定の相続人が一定の農地等を相続や遺贈によって取得し、農業を営む場合または特定貸付け等を行う場合には、一定の要件の下にその取得した農地等の価額のうち農業投資価格による価額を超える部分に対応する相続税額は、その取得した農地等について相続人が農業の継続または特定貸付け等を行っている場合に限り、その納税が猶予されます（猶予される相続税額を「農地等納税猶予税額」といいます。）。この農地等納税猶予税額は、特例の適用を受けた農業相続人が死亡した場合等に免除されます。</p> <p>また、農業を営む者が、その農業の用に供している農地の全部及び採草放牧地3分の2並びに当該農地及び採草放牧地とともに準農地の3分の2以上を農業後継者（推定相続人の1人）に一括して贈与した場合は、農業後継者に課税される贈与税の納税が猶予され、贈与者又は農業後継者のいずれかが死亡したときに贈与税は免除されます。</p> <p>2. 特定森林経営計画が定められている区域内に存する山林（立木または土地をいいます。）を有していた一定の被相続人から相続または遺贈により特例施業対象山林の取得をした一定の相続人（「林業経営相続人」といいます。）が、自ら山林の経営（施業またはその施業と一体として行う保護をいいます。）を行う場合には、その林業経営相続人が納付すべき相続税のうち、特例山林に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予されます（猶予される相続税額を「山林納税猶予税額」といいます。）。</p> <p>この山林納税猶予税額は、林業経営相続人が死亡した場合にはその納税が免除されません。</p>	<p>農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度における営農困難時貸付け（注1）及び山林に係る相続税の納税猶予制度における特例山林の経営委託の適用（注2）を受けられることにより、介護医療院へ入所したことを加えることとしました。</p> <p>なお、適用開始時期については、税制改正大綱には明記されていません。</p> <p>（注1）「営農困難時貸付け」とは、納税猶予の特例の適用を受けている人が、障害や疾病などの事由で特例の適用を受けている農地等での営農が困難な状態となったために、その農地等について地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定（地上権の設定を除きます。）による貸付け（農業保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体など）を行った場合のその貸付けをいいます。</p> <p>（注2）身体障害等により経営の継続が困難となった場合には、推定相続人へ経営を委託することにより納税猶予を継続できるとしています。</p>

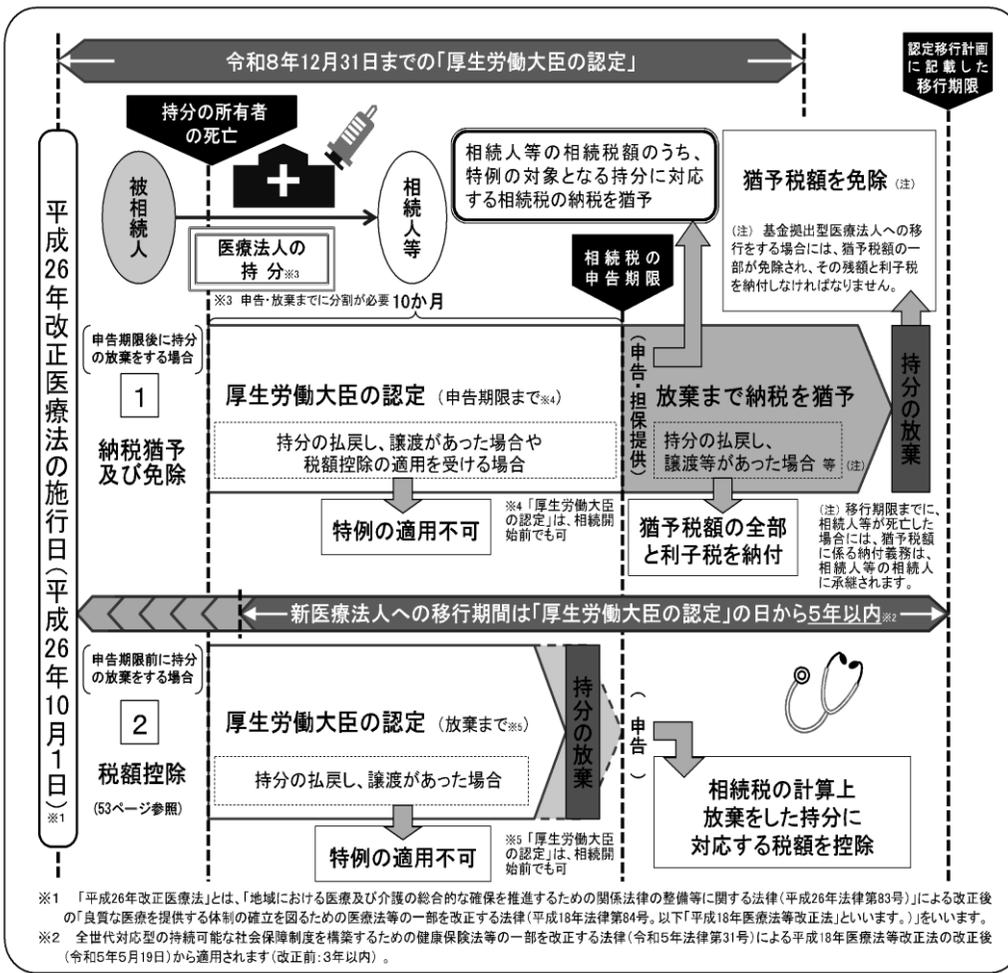
営農困難時貸付けの仕組み



(出典：農林水産省 ホームページ)

6. 認定医療法人について、医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度

現行制度	改正内容
<p>相続人等が、医療法人の持分を被相続人から相続または遺贈により取得した場合において、その医療法人が相続税の申告期限において認定医療法人（注 1）であるときは、納付すべき相続税のうち、この特例の適用を受ける持分の価額に対応する相続税については、一定の要件を満たすことにより、認定移行計画（注 2）に記載された移行期限まで、その納税が猶予されます（猶予される相続税額を「医療法人持分納税猶予税額」といいます。）。</p> <p>この医療法人持分納税猶予税額は、認定医療法人の認定移行計画に記載された移行期限までに、認定医療法人の持分のすべてを放棄した場合などには、届出書を提出することにより、その全部または一部について納税が免除されます。</p> <p>（注 1）「認定医療法人」とは、平成 18 年医療法等改正法附則第 10 条の 4 第 1 項に規定する認定医療法人であって、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日（平成 26 年 10 月 1 日）から令和 8 年 12 月 31 日までの間に厚生労働大臣の認定を受けた医療法人をいいます。</p> <p>（注 2）「認定移行計画」とは、平成 18 年医療法等改正法附則第 10 条の 4 第 2 項に規定する認定移行計画をいいます。</p>	<p>医療法人の移行計画の認定要件について次の見直しが行われた後も、その見直し後の認定医療法人について、医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度等を適用することとしました。</p> <p>① 社会保険診療等に係る収入金額の合計額が全収入金額の 100 分の 80 を超えることとの要件について、社会保険診療等に係る収入金額の範囲に補助金等に係る収入金額を加えるとともに、計算の基礎となる全収入金額を医療保健業務による収入金額（補助金等に係る収入金額を含むものとし、経常的なものに限り。）とする。</p> <p>② 医療診療による収入金額が患者のために直接必要な経費の額に 100 分の 150 を乗じて得た額の範囲内であることとの要件について、現行の医療診療による収入金額及び患者のために直接必要な経費の額の範囲に係る取扱いを法令上明確化するとともに、当該収入金額の範囲に補助金等に係る収入金額を加える。</p> <p>（注 1）上記の「補助金等に係る収入金額」とは、国又は地方公共団体（以下「国等」という。）から交付される補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金（固定資産</p>



(出典：国税庁 医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除・税額控除(相続税の申告のしかた(令和6年分))

の取得に充てるためのものを除くものとし、国等に代わってその交付に係る事務を行う者から交付されるものを含む。)に係る収入金額及び国等からの委託(国等に代わってその委託に係る事務を行う者からの委託を含む。)を受けて行う事業に係る収入金額であって、医療保健業務(上記②にあっては、本来業務)に係るものをいう。

(注2) 上記の「医療保健業務」とは、医療法人の本来業務及び附帯業務(医業及びこれに類する業務、介護サービスに係る業務並びに障害福祉サービスに係る業務に限る。)をいう。

●医療法人持分納税猶予適用件数等

(単位：人/百万円)

	医療法人持分納税猶予	
	相続人の数	金額
平成27年	28	1,230
平成28年	15	1,984
平成29年	10	368
平成30年	28	928
令和元年	11	385
令和2年	10	353
令和3年	16	1,376
令和4年	7	827

7. 生物多様性維持協定が締結された一定の土地の相続税等における評価方法

現行制度	改正内容
<p>生物多様性維持協定が締結された一定の土地の相続税等における評価方法について、同協定が締結されていないものとして評価した価額から、その価額から一定の割合を控除して評価することについては明確になっていません。</p> <p>「自然共生サイト」(※) の認定 (令和6年12月現在全国で253か所) 例</p> <p>滋賀県 叶 匠寿庵 寿長生の郷</p> <p>京都府 武田薬品工業(株)京都薬用植物園内の樹木園</p> <p>大阪府 新梅田シティ 新・里山</p> <p>兵庫県 神戸の里山林・棚田・ため池</p> <p>奈良県 陽楽の森</p> <p>和歌山県 花王(株)和歌山工場</p> <p>(※) 民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を国が認定する区域</p>	<p>地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律に規定する生物多様性維持協定が締結された一定の土地の相続税等における評価方法について、同協定が締結されていないものとして評価した価額から、その価額に100分の20を乗じて計算した金額を控除して評価することを明確化する、としています。</p> <p>なお、適用開始時期については、税制改正大綱には明記されていません。</p>